

## 諫早市公用車廣告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、諫早市廣告掲載事務実施要綱（平成19年5月17日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、諫早市が保有する公用車両（以下「公用車」という。）に掲載する廣告に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載しない廣告の範囲)

第2条 掲載しない廣告の範囲は、要綱第3条の規定によるものとし、その詳細は次のとおりとする。

- (1) あたかも市が推奨していると誤解されるおそれがあるもの
- (2) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）、薬事法（昭和35年法律第145号）その他関係法令及び業界の公正競争規約等の各種規制に抵触すると認められるもの
- (3) 青少年の健全育成に悪影響を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 個人、団体等の意見に係るもの
- (5) 出資者及び出資金の募集に係るもの
- (6) 人権を害するおそれがあるもの
- (7) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 社会問題を起こしている業種又は事業者に係るもの
- (9) 行政機関から指名停止、許可取消し等の行政処分、指導等を受けている事業者に係るもの
- (10) 市税等を滞納している事業者に係るもの
- (11) 求人に係るもの
- (12) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの。
- (13) 周囲の運転手の誤解を招くおそれがあるもの
  - ア 過度に鮮やかな模様・色彩を有するもの
  - イ 信号・交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類する  
ものを使用するもの

(14) 周囲の運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

- ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
- イ 裸体及び水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
- ウ デザインがわかりづらい等判断を迷わせるもの
- エ 絵柄や文字が過密であるもの

(15) その他市長が公用車への掲載を不適当と認めるもの

(広告掲載車の指定)

第3条 広告を掲載する公用車は、市長が指定する。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告を掲載する位置、枠数等は、公用車の用途及び運行の  
安全を妨げない限度において、公用車ごとに市長が定める。

(広告の掲載方法)

第5条 公用車への広告の掲載は、広告の内容を表示したラッピング  
フィルム、カッティングシート又はマグネットシート（以下、「特殊シート」という。）を車両に貼り付ける方法によるものと  
する。

2 前項の特殊シートの材質は、はく離が可能で、長期広告掲載に  
耐えうるものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、広告を掲載した日から当該年度の末日  
までとする。

2 前項の掲載期間は、更新することができる。

3 第1項の掲載期間には、広告の掲載及び撤去並びに法令の規定  
による当該公用車の定期検査等に要する期間を含むものとする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、市報及び市ホームページ等により、行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者は、諫早市公用車広告掲載申込書（様式第1号）により、市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の審査及び決定)

第9条 市長は、前条の申込みがあったときは、当該申込者に対し、広告物の内容を記載したデザイン、素材、ラフスケッチその他必要な資料の提出を求めることができる。

2 市長は、広告掲載の決定に当たっては、要綱第4条に規定する諫早市広告審査会における審査を経なければならない。

3 市長は、広告掲載を決定したときは、その旨を当該申込者（以下「廣告主」という。）に通知する。

(広告の製作、掲載及び撤去)

第10条 广告主は、本市が指定する仕様に従い、自己の負担により広告を製作し、掲載し、及び撤去するものとする。

2 广告主は、広告の掲載及び撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう市と協議の上、日程、工程等を決定し、本市の指示に従って施工するものとする。

3 広告の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、广告主の費用と責任において、これを原状回復するものとする。

4 市は、广告主が前3項に定める広告の撤去や公用車の原状回復を履行しないときは、公用車から当該広告を撤去し、广告主から撤去又は原状回復に要した費用を徴収するものとする。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、公用車1台（広告物0.50m<sup>2</sup>未満）当たり年間31,430円（消費税込み）とする。ただし、広告掲載期間が1年に満たない場合には日割りによって計算するものとする。

（平成24年4月1日・一部改正）（平成26年4月1日・一部改正）

（令和元年8月8日・一部改正）

2 広告主は、市長が指定する期日までに、前項に規定する広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(広告物の修復)

第12条 広告掲載期間中に、市の責に帰する事由により広告物がき損し、又は破損したときは、市長が原状回復するものとする。

2 経年に起因する広告物の劣化については、市は責を負わない。

(広告の内容の変更)

第13条 広告主は、既に広告掲載した広告について、その内容を変更することができる。この場合において、広告主は、1月を単位として変更を行わなければならない。

2 前項の規定により変更を希望する広告主は、諫早市公用車広告内容変更申込書（様式第2号）により、市長の承認を受けなければならない。

3 第9条の規定は、前項の規定による市長の承認について準用する。

(広告掲載の停止)

第14条 市長は、業務上の支障その他特に必要と認めるときは、掲載中の広告物を一時撤去し、又は不可視の状態にすることができる。

(広告掲載の決定の取消し)

第15条 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。この場合において、広告主に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) 指定する期日までに広告の掲載料の納付がないとき
- (2) 広告掲載の施工が市の指定する期日までになされないとき
- (3) 広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき
- (4) その他広告掲載に特に支障があると認めたとき

2 広告主は、前項の規定により広告掲載の決定が取り消された場合であって、当該許可に係る広告をすでに掲載しているときは、

速やかに当該広告を撤去しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第16条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由で広告を掲載できなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、広告掲載した期間を日割計算により算定した額とする。

3 第1項ただし書の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第17条 この要領に定めのないもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成23年2月16日から施行する。

2 第11条第2項に規定する広告主が納入すべき広告掲載料は、平成23年度に限り、同条第1項に規定する額を月割りによって計算した額とする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の第11条第1項の規定は、この要領の

施行の日以後に許可したものとの広告掲載料について適用し、同日前に許可したものとの広告掲載料については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。